

7. 備 考

- (1) 本校から推薦することが決定しても、奨学生としての採用の可否は上野教育文化財団での選考のうえ決定されます。また、奨学生として選考されたものは、上野教育文化財団との面談を行っていただく必要があります。
- (2) 奨学生として採用された場合、年2回、上野教育文化財団に、生活状況報告書の提出が必要となります。
- (3) 退学または停学その他の処分を受けた時には、奨学金の給付を打ち切りまたは停止されることがあります。

> <書類提出先・問い合わせ先> >
/<<書類提出先・問い合わせ先>
/<広島商船高等専門学校 学生課学生係
/<〒725-0231
/<広島県豊田郡大崎上島町東野4272番地1
/<TEL 0846-67-3023 (ダイヤルイン)
/<